

自然環境保全基本方針（変更案）に対する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和元年10月18日（金）～令和元年11月17日（日） 31日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

12 団体・個人

(2) 整理した意見の総数

・「自然環境保全基本方針（変更案）」に係るもの：51件

※なお本件意見募集とは直接関係のない意見（4件）について、環境省の考え方は示しませんが、承っております。

3. 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方（案）

別紙のとおり

パブリックコメントで提出された意見及びその対応(案)

(別紙)

番号	提出されたご意見の概要			ご意見への対応	
	該当箇所				
	部	ページ	行		
1	(全体)	(全体)	(全体)	本案には賛成の立場。	-
2	(全体)	(全体)	(全体)	自然環境保全地域について、回復措置を取る際に、防災の観点を超えて開発まで飛び越えないよう、制限措置を徹底してほしい。	御意見を踏まえ、引き続き自然環境保全地域等の適切な管理に努めます。
3	(全体)	(全体)	(全体)	2020年の生物多様性条約締約国会議で合意される2030年までの目標も踏まえて、今後の改訂の方向性を明記すべき。	内容が確定していない事項についての記載を避けるため、修正なしとします。
4	1	1	2	第1部の前に「はじめに」として過去数十年に及ぶ自然環境の変化や様々な法制度の制定、改正等について記述を加えるべき。特に、これまで策定してきた生物多様性国家戦略で明記していた生物多様性に対する4つの危機のように、国(環境省)として、自然環境に関して、どんな問題があると認識しているかについて記載すべき。そのうえで、それにどのように対応していくという文章が続くべきではないか。この場合の問題(危機)の内容は、国家戦略と重複してもよいが、法的位置づけを整理した上で、本法ならではの、特徴を出すべき。	修正なしとします。 自然環境保全基本方針においては、自然環境保全法第12条第2項に掲げる事項を記載しており、その背景となる自然環境の変化や法制度の制定、改正等に係る個別の事項については必要最低限の記載としています。また、自然環境に関する問題への認識及びそれらへの対応については、第1部が御指摘のような構成となっています。
5	1	1	6	生物多様性基本法の前文の記述を踏襲し、「生命が存立する基盤であり」は「生命が存立する基盤でありまた財産であり」とすべき。	以下のとおり修正します。 「人間も含めたすべての生命が存立する基盤であるとともに、地域における固有の財産であり、」
6	1	1	7-8	変更前の第一部②の「それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす」が削除されているが、生物多様性が人類生存の為の構成要素であることを書き残すべき。	以下のとおり修正します。 「私たちの健康で心豊かな暮らしの実現のためになくてはならない構成要素を成すものである。」
7	1	1	11	「このように、人間も、日光、大気、水、土、生物……」は、水循環基本法の理念を参照して書くべき。	修正なしとします。水循環の考え方は現案の11行目の表現に含まれています。
8	1	1	12	「自然の理(ことわり)に沿った」は「自然の摂理に沿った」にすべき。	修正なしとします。 現案の表現は、生物多様性国家戦略から引用しています。
9	1	1	13-14	「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくること」は、「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな循環型社会をつくること」修正すべき。	修正なしとします。 現案の表現は、循環型社会を含むより広い理念を表したものとして、生物多様性国家戦略から引用しています。
10	1	1	14	変更前の第一部「自然環境保全の問題に対処することが要請される」が削除されたが、「地球環境保全の問題に対処することが要請される」と地球環境を加えて、残すべき。	修正なしとします。 地球全体の自然環境保全が要請されているという考え方は、現案の「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を作ることが必要である」の表現に含まれています。
11	1	1	15	「本法」とは、どの法律を指しているのか。	「本法」とは自然環境保全法(昭和47年法律第85号)です。また、御意見を踏まえ、「自然環境保全法(昭和47年法律第85号。以下「本法」という。)」に修正します。

番号	提出されたご意見の概要			ご意見への対応	
	該当箇所				
	部	ページ	行		
12	1	1	15-16	「本法制定時は、経済成長に伴う開発等による自然環境の破壊に対処することが最も大きな課題であったため」と記述されているが、現在も様々な開発行為は、続けられており、むしろ戦略的な環境影響評価や簡易アセスの必要性も加筆すべき。	修正なしとします。 20行目に「これらについては依然として重要な方針であり、引き続き推進していかなければならない。」と記載しています。また、環境影響評価についてはご意見の趣旨は131行目の記載に含まれていません。
13	1	1	22-29	この段落にのみ「里地・里山」の記述があるが、手付かずの自然や二次的自然環境である里地・里山の重要性が高まっているため、「第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項」に里地・里山の記述を加えるべき。	修正なしとします。 第2部では、自然環境保全法に規定する4種の保全地域(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)についての基本的事項を定めています。なお、御意見は今後の参考とさせていただきます。
14	1	1	30-31	「意図的・非意図的に導入される生物」は曖昧な書き方にせず、意図的・非意図的に導入される外来生物や人獣共通感染症や感染症問題などについても記述すべき。また、ワンヘルス(One Health)の考え方を書き加えるべき。	修正なしとします。 本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものであるため、それ以外の具体的な取り組み方針の記載は必要最低限としています。
15	1	1ほか	25ほか	「農林漁業」と、「農林水産業」との違いは何か。	「漁業」は一次生産である漁業を表し、「水産業」は漁業・水産加工業・水産流通業などを含むより広い概念として用いています。
16	1	2	39	「生物多様性に深刻な影響を与える可能性がある」は、「生物多様性に深刻な影響を与えている」とすべき。	修正なしとします。 気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化による影響に関する包括的な表現として、生物多様性国家戦略から引用しています。
17	1	2ほか	38-39ほか	「等」と「など」とは字句を統一したほうがよい。	「等」と「など」が混在していますが、文脈上わかりやすい表現を使用しています。なお、ご意見を踏まえ、一部の箇所について修正します。
18	1	2	41-43	「生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失と～危険性が高い。」は、生物多様性基本法第3条基本原則3の記述を踏まえ「一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難である」とすべき。	以下のとおり修正します。 「生態系がある臨界点を超えた場合、…危険性が高く、それらを再生することは困難である。」
19	1	2	56	「予防的な態度に基づく」はリオ宣言の第15原則を踏まえ「予防原則に基づく」とすべき。	修正なしとします。 生物多様性条約第5回締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの考え方を踏まえた生物多様性国家戦略の表現を引用しています。
20	1	2	57	「社会的な選択としての方向性の決定を重視しつつ」は恐らくリニア中央新幹線問題などを想定していると思われるが、そうであるならば社会的な選択として重要な生物多様性の主流化もしっかり明記すべき。	以下のとおり修正します。 「関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有した上での社会的な選択としての方向性の決定を重視しつつ」
21	1	2	60-61	「環境基本計画及び生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の下で、」は、「環境基本計画及び生物多様性基本法に基づくとともに、第15回生物多様性条約締約国会議で制定されるポスト2020目標も十分に加味した生物多様性国家戦略の下で、」とするべき。	修正なしとします。 本変更案は既存の計画及び戦略等をもとに作成しているものです。なお、次期生物多様性国家戦略は、ポスト2020目標も踏まえて作成する考えです。

番号	提出されたご意見の概要			ご意見への対応	
	該当箇所				
	部	ページ	行		
22	1	2	62-64	地域循環共生圏の取組を明記しているが、同様に具体的取組として、3頁の(3)(4)にも記述を加えるべき。	修正なしとします。 89行目に「以上の前提に立ち、」とあるとおり、62行目の地域循環共生圏に関する記載も前提として、具体的な取組を進めることとしています。
23	1	2	65	「他の施策との密接な連携のもとに行われなければならない。」の後に、愛知目標2の生物多様性の主流化、すなわち生物多様性の保全という考え方やそのための自然環境保全を国や地方自治体の様々な意思決定に組み込む、という内容を加筆すべき。	修正なしとします。 本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものであるため、具体的な取組み方針の記載は必要最低限としています。なお、御意見の趣旨は11行目の「このように、…、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を作ることが必要である」に含まれています。
24	1	3	83	愛知目標の記述が見受けられないので、SDGsの記述の部分にポスト愛知目標の記述を加筆すべき。	以下のとおり修正します。 「また、愛知目標及びそれに続く生物多様性の世界目標のほか、気候変動、化学物質等に関する多国間の国際約束の実施や」
25	1	3ほか	84ほか	「さらに」は「更に」と記載したほうがよい。	「さらに」と「更に」が混在していたため、修正します。なお、「さらに」に統一します。
26	1	3	104-108	農林水産業は、不適切な取り組みによっては、生物多様性の保全のマイナス面を持っていることを記述すべき。	修正なしとします。 107行目の「その環境保全能力を評価し、…、当該地域の健全な育成を図る」とは、生物多様性の保全についてマイナス面があることも含めて評価し、健全な育成を図るものと考えます。
27	1	4	109-113	(4)の部分に現代の新しい自然との関係性(例えば、都市部の獣害問題など)を記述すべき。また、「無秩序な市街化地域の防止」については、野生鳥獣の軋轢が市街化地域でも発生している点も加えるべき。	修正なしとします。 126行目の「外来生物の防除や、鳥獣による生態系影響等」に含まれています。
28	1	4	114-118	保全の方針が「沿岸域から沖合域にかけて適正に保全を図る」のみでは不十分だと考えられる。たとえば、海洋プラスチックゴミや減少する藻場の課題などへの具体的取組み方針の明記も必要であると考えられる。また、EBSA(Ecologically or Biologically Significant marine Area=生態学的、生物学的に重要な海域)に関連する日本の海洋保全方針も記述すべき。	修正なしとします。 本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものです。なお、海洋プラスチックゴミや藻場減少の課題、EBSAに関する取組み等も「沿岸域から沖合域にかけて適正に保全を図る」に含まれています。海洋プラスチックゴミ問題については、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針等により、対策を進めているところです。
29	1	4	114-118	(5)の海洋に関する記述に海洋プラスチックに関する問題(海鳥の事例)も加えるべき。	修正なしとします。 117行目の「海洋汚染等」には海洋プラスチックゴミ問題も含んでいます。海洋プラスチックゴミ問題については、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針等により、対策を進めているところです。
30	1	4	127	「絶滅危惧種や固有種の保全」は、「絶滅危惧種の指定の推進や固有種の保全」とすべき。また、「外来生物の防除や」は、「外来生物の根絶や防除」とすべき。	修正なしとします。 「絶滅危惧種や固有種の保全」の表現には、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定等も含まれています。また、「外来生物の防除」には根絶を目的とする場合も含まれます。
31	1	4	131-136	「大規模な各種の開発」は、大規模を削除すべき。「住民の理解を得たうえ」は、「住民の合意を形成したうえ」または「住民の合意を得たうえ」とすべき。	御意見を踏まえ、「自然環境を破壊するおそれのある各種の開発が行われる場合は、」に修正します。 「住民の理解を得たうえ」については、開発事業者に対し、住民の合意を義務付けることはできないため、当該箇所では「住民の理解を得たうえで行われるよう努める。」という表現としています。

番号	提出されたご意見の概要			ご意見への対応	
	該当箇所				
	部	ページ	行		
32	1	4	133-134	「それらが計画に反映され、住民の理解を得たうえで行われるよう努める。」は、「それらが計画に反映され、住民と十分な対話を行い、合意が得られた上で行うものとする。」とするべき。	修正なしとします。 開発事業者に対し、住民の合意を義務付けることはできないため、当該箇所では「住民の理解を得たうえで行われるよう努める。」という表現としています。
33	1	4	134-136	開発業者や住民に対し心理的にも義務感を持たせることで、自然環境保全の実効性が高まると考えるため、「開発後においても自然環境保全のための措置が必要に応じ講じられるよう十分な注意を払うものとする。」とあるが、これをもっと強い表現の「十分な注意を払わなければならない。」とすることを提言する。	文章の意図するところは同じであるため、修正なしとします。
34	1	4	134-136	「自然環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。」は、「自然環境の保全のための措置が講ぜられるよう迅速に対応する。」とするべき。	修正なしとします。 「十分な注意を払うものとする」の表現により十分な対処行動を求めています。
35	1	4	138-139	「人間活動と自然との関係、自然が有する多様な機能、物質の循環、生態系の保全技術などに」は、「人間活動と自然との関係、自然が有する多様な機能、自然が人間の心身にもたらす様々な影響、物質の循環、生態系の保全技術などに」とするべき。	修正なしとします。 「自然が人間の心身にもたらす様々な影響」は「人間活動と自然との関係、自然が有する多様な機能」に含まれています。
36	1	4	138-144	この段落は自然環境保全法の第四条の自然環境保全基礎調査を指していると思われるが、「科学的な調査」を「科学的な自然環境保全基礎調査等」に修正すべき。また、基礎調査が努力義務で終わっているが、次の法改正では自然環境保全基礎調査を義務付ける必要がある。	修正なしとします。 当該箇所における「調査」は自然環境保全基礎調査だけでなく、国が実施するその他の調査も含みます。なお、御意見は今後の参考とさせていただきます。
37	1	4-5	138-145	自然環境保全基礎調査の継続的な実施や、海洋についてこれまで浅海域しか調査が行われていないため調査を充実させることを記述すべき。また、生物多様性センターを各省庁縦断的な調査データの集積と利用のための情報発信の拠点として活用することを明記すべき。	修正なしとします。 本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものであるため、具体的な取組み方針の記載は必要最低限としています。
38	1	4	140-141	「研究体制の確立、情報システムの整備……養成等に努める」は、技術者の育成だけでなく、自然を保全する人材育成や然るべき予算措置も必要。	修正なしとします。 自然を保全する人材育成については、現案147～150行目の「自然環境の保全を十分図るためには～自然に対する愛情とモラルの育成に努める」や、162～164行目の「以上の自然環境保全施策は～強ちに展開しなければならない」に含まれています。
39	1	5	145	「併せて、これらの調査研究によって明らかとなった情報を積極的に発信する。」は、「併せて、これらの調査研究によって明らかとなった情報を次世代を担う若者(ユース)を含む市民社会に対し積極的かつ効果的に発信する。」とするべき。	修正なしとします。御意見の趣旨は現案に含まれています。
40	1	5	147-150	「自然環境の～に努める。」の記述が十分ではない。生物多様性保全における重要セクターとして考えられる事業者への環境教育、国民の自然環境保全に対する意識・行動変容の促進や生物多様性の主流化などの観点も含めた修正が必要と考えられるため。	修正なしとします。 事業者は「地域社会」に含まれています。また、162～164行目において「以上の自然環境保全施策は、国民の理解と協力の下に、国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民などの多様な主体が連携を図りつつ、強ちに展開しなければならない。」と記載しており、事業者への環境教育や国民への生物多様性の主流化などの必要性も含まれています。
41	1	5	152-157	豊かな生物多様性とのふれあいが重要であるため、「自然とのふれあい」は「自然との豊かなふれあい」とすべき。	修正なしとします。 現案で御意見の趣旨は含まれていると考えます。

番号	提出されたご意見の概要			ご意見への対応	
	該当箇所				
	部	ページ	行		
42	1	5	162-163	「国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民などの」は、「国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民、若者(ユース)などの」とすべきである。	修正なしとします。「若者(ユース)」は「地域住民」に含まれています。
43	2	5	172	「自然環境保全基礎調査」は自然環境保全法の核心とも言うべき取組であるが、現案には「自然環境保全基礎調査」という名称は出てこないため、第二部に「自然環境保全基礎調査」のことをしっかり明記すべき。	修正なしとします。 本基本方針の「第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項」は自然環境保全法に規定する4種の保全地域について基本的事項を定めるものです。なお、現案143～144行目において「各分野にわたる科学的な調査を実施する」と記載しており、当該箇所における「調査」には自然環境保全基礎調査も含まれます。
44	2	5	172	都市部における自然環境保全地域の位置づけを明確にする記述を加えるべき。	修正なしとします。 自然環境保全地域の指定方針は現案のとおりで、特に変更は行われてません。また、都市部の自然環境の保全については、109行目に記載しています。
45	2	6	194-195	「自然の遷移に任せる」は現状認識が甘く、問題である。原生自然環境保全地域の保全施策では管理が必要なエリアもある為、むしろ手を加える方向性を書き加えるべき。	原生自然環境保全地域の指定方針にかんがみ、自然の遷移にゆだねることを保全の基本方針とすることに変わりはなく、現時点で積極的に手を加える方向性はありません。一方、自然環境保全地域については、平成21年の自然環境保全法の改正により生態系維持回復事業の規定が追加されたことを踏まえ、当該事業について追記します。
46	2	7ほか	242ほか	「科学的情報」と「科学的知見」との違いは何か。	単に情報やデータを意味する場合は「科学的情報」、研究等の結果により得られた知識を含めたものを意味する場合は「科学的知見」を使用しています。なお、ご意見を踏まえ、一部の箇所について修正します。
47	2	8	276	項目を追加して「沿岸域および海域の生物多様性重要な自然環境保全地域の指定または保全施策」として附帯決議の内容を記述すべき。また、生物多様性の観点から重要度の高い海域の指定の推進についても加筆すべき。	修正なしとします。 本基本方針の「第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項」では自然環境保全法に規定する4種の保全地域について基本的事項を定めています。なお、御意見や附帯決議を踏まえ、引き続き沿岸域も含めた海域の生態系等の保全に努めます。
48	2	8	277	都道府県自然環境保全地域の指定基準に、里地等の二次的環境で良好な状態が維持されている地域を加えるべき。	修正なしとします。 都道府県自然環境保全地域は都道府県が条例で定めるところにより指定するものであるため、本基本方針での記載は基本的な事項に留め、詳細な指定基準等は各都道府県に任せることとしています。
49	-	-	-	遺伝子組換えやゲノム編集のものは危険なことが明らかなので、日本に入れない、すでに入っているものは表示の義務をお願いしたい。ペット産業は動物を品物にしないよう考え方を改めてほしい。地球の自然、日本の自然をこれ以上傷つけず、人々の安心を回復させることを目指し、地球規模で考えてほしい。日本社会全体の発想の大きな転換を求める。	本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものであるため、御意見は今回の意見募集の対象外として扱います。
50	-	-	-	種子や苗、水道、下水、漁場や健康保険を守ってほしい。原発を止め、軍事基地も作らないでほしい。地球や生命そのものを守り、命を脅かさないでほしい。	本基本方針は自然環境を保全することが特に必要な区域の保全に関する基本的事項等を示したものであるため、御意見は今回の意見募集の対象外として扱います。
51	-	-	-	侮辱的な記述は行わないようにされたい。	具体的な箇所が不明ですが、御意見を踏まえ、引き続き適当な表現の使用に努めます。